

記者発表資料  
 平成29年11月24日（金）  
 問い合わせ先  
 【条例議案】総務部法務・コンプライアンス課  
 電話：829-1084 内線：2318  
 【予算議案】財政部財政課  
 電話：829-1153 内線：2513

平成29年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出予定議案一覧  
 （平成29年11月29日 開会予定）

平成29年11月24日現在

議案番号	件 名	備 考
185	専決処分等の報告及び承認を求めることについて（平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号））	財 政 課
186	平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）	財 政 課
187	平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	財 政 課
188	平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	財 政 課
189	平成29年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）	財 政 課
190	平成29年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）	財 政 課
191	平成29年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）	財 政 課
192	さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	区 政 推 進 部
193	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課
194	さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課
195	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課
196	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教 職 員 人 事 課
197	さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	学 事 課
198	さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	生 涯 学 習 総 合 セ ン タ ー
199	さいたま市児童相談所条例及びさいたま市こころの健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	児 童 相 談 所
200	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	保 育 課
201	さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	男 女 共 同 参 画 課
202	さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	農 業 環 境 整 備 課
203	さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	み どり 推 進 課
204	さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	土 木 総 務 課

205	さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住 宅 政 策 課
206	さいたま市立仲町小学校校舎増築（建築）工事請負契約について	学 校 施 設 課
207	議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（建築）工事請負契約）	館岩少年自然の家
208	議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（電気設備）工事請負契約）	館岩少年自然の家
209	議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（機械設備）工事請負契約）	館岩少年自然の家
210	財産の取得について（公共公益施設用地）	交 通 政 策 課
211	指定管理者の指定について（さいたま市宇宙劇場）	青少年宇宙科学館
212	指定管理者の指定について（さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場）	高 齢 福 祉 課
213	指定管理者の指定について（さいたま市児童養護施設カルテット）	子育て支援政策課
214	指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）	市民生活安全課
215	指定管理者の指定について（さいたま市浦和駒場体育館）	ス ポ ー ツ 振 興 課
216	指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）	ス ポ ー ツ 振 興 課
217	指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）	ス ポ ー ツ 振 興 課
218	指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）	ス ポ ー ツ 振 興 課
219	指定管理者の指定について（さいたま市大宮武道館）	ス ポ ー ツ 振 興 課
220	当せん金付証票の発売について	財 政 課
221	市道路線の認定について	土 木 総 務 課
222	市道路線の廃止について	土 木 総 務 課
223	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課
224	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課
225	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課
226	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課
227	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 課

## 平成29年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計43件（専決処分報告議案1件・予算議案6件・条例議案14件・一般議案15件・道路議案2件・人事議案5件）

### 《専決処分報告議案》

議案第185号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号））

### 《予算議案》

議案第186号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）

議案第187号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第188号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第189号 平成29年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第190号 平成29年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第191号 平成29年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

### 《条例議案》

議案第192号 さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（所管課所・市民局区政推進部）

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区画を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年11月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 西区役所の位置の表示の変更

- ・ 西区役所の位置の表示を「大字指扇3743番地」から「西大宮3丁目4番地2」に改めるもの。

2 区域の表記の変更

- ・ 西区の区域に「西大宮1丁目から西大宮4丁目まで」を加えるもの。

3 西消防署の位置の表示の変更

- ・ 西消防署の位置の表示を「大字清河寺447番地1」から「西大宮3丁目48番地」に改めるもの。

4 さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正

- ・ さいたま市西福祉事務所の位置の表示を「大字指扇3743番地」から「西大宮3丁目4番地2」に改めるもの。

（施行期日） 公布の日

議案第193号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成29年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ
    - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175とするもの。
  - 2 平成30年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更
    - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の157.5とするもの。
    - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の172.5とするもの。
  - 3 適用
    - ・ 1については、平成29年12月1日から適用するもの。
- (施行期日) 公布の日(2については、平成30年4月1日)

#### 議案第194号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成29年度における市長等の期末手当の支給割合の引上げ
    - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175とするもの。
  - 2 平成30年度以後における市長等の期末手当の支給割合の配分変更
    - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の157.5とするもの。
    - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の172.5とするもの。
  - 3 適用
    - ・ 1については、平成29年12月1日から適用するもの。
- (施行期日) 公布の日(2については、平成30年4月1日)

#### 議案第195号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

平成29年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 初任給調整手当の引上げ

- ・ 初任給調整手当の支給限度額を月額30万8,000円から月額30万8,300円に引き上げるもの。

2 勤勉手当の支給割合の引上げ

- (1) 平成29年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		1 2月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	85/100	95/100
	特定管理職員	105/100	115/100
再任用職員	一般職員	40/100	45/100
	特定管理職員	50/100	55/100

- (2) 平成30年度以後における勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		1 2月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	85/100	90/100	95/100	90/100
	特定管理職員	105/100	110/100	115/100	110/100
再任用職員	一般職員	40/100	42.5/100	45/100	42.5/100
	特定管理職員	50/100	52.5/100	55/100	52.5/100

3 給料表の改定

- ・ 国の給与改定状況に準じ、医療職給料表(1)及び特定任期付職員の給料表の改定を行うもの。

4 特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ

- (1) 平成29年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	1 2月支給分	
	改正前	改正後
特定任期付職員	162.5/100	167.5/100

- (2) 平成30年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

	6月支給分		1 2月支給分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員	162.5/100	165/100	167.5/100	165/100

5 適用

- ・ 1及び3については平成29年4月1日から、2(1)及び4(1)については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2(2)及び4(2)については、平成30年4月1日)

**議案第196号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

平成29年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備  
一般職の職員と同様に教職員の勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日 (適用は平成29年12月1日)

### 議案第197号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

美園地区における土地区画整理事業に伴い見込まれる児童数及び生徒数の増加への対応を図るため、小学校及び中学校を設置するとともに、6年間の系統的・継続的な特色ある教育活動を実践するため、中等教育学校を設置するほか、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 小学校及び中学校の新設

- (1) さいたま市立美園北小学校を、市内緑区美園2丁目12番地11に設置するもの。
- (2) さいたま市立美園南中学校を、市内緑区美園6丁目15番地に設置するもの。

#### 2 中等教育学校の設置

- ・ さいたま市立大宮国際中等教育学校を、市内大宮区三橋4丁目96番地に設置するもの。

#### 3 位置の表示の変更

- (1) さいたま市立指扇小学校の位置の表示を「大字指扇4226番地」から「西大宮1丁目49番地6」に改めるもの。
- (2) さいたま市立指扇中学校の位置の表示を「大字清河寺185番地2」から「西大宮3丁目31番地1」に改めるもの。

(施行期日) 平成31年4月1日 (ただし、3については公布の日)

### 議案第198号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター)

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区画を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年11月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### ・ 位置の表示の変更

- ・ さいたま市立指扇公民館の位置の表示を「大字高木449番地1」から「西大宮2丁目13番地1」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第199号 さいたま市児童相談所条例及びさいたま市こころの健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部児童相談所)

さいたま市子ども家庭総合センターにおける各機能の連携体制を構築し、総合相談を円滑に行うため、平成30年4月1日のセンター開設に先行して専門相談機関を移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 さいたま市児童相談所条例の一部改正

- ・ さいたま市児童相談所の位置について、「中央区下落合5丁目6番11号」から「浦

和区上木崎4丁目4番10号」に改めるもの。

2 さいたま市こころの健康センター条例の一部改正

- ・ さいたま市こころの健康センターの位置について、「中央区本町東4丁目4番3号」から「浦和区上木崎4丁目4番10号」に改めるもの。

(施行期日) 平成30年2月13日

**議案第200号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立曲本保育園の建替工事の完了に伴い、仮設園舎から移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の変更
- ・ さいたま市立曲本保育園の位置について、「沼影2丁目4番15号」から「曲本4丁目5番7号」に改めるもの。

(施行期日) 平成30年2月13日

**議案第201号 さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・市民局市民生活部男女共同参画課)

男女共同参画の推進に係る相談業務をさいたま市子ども家庭総合センターに設置する男女共同参画相談室へ移管することに伴い、女・男<sup>ひと</sup>プラザを廃止するもの。

(内容)

- ・ 女・男<sup>ひと</sup>プラザの廃止
- ・ プラザイーストの構成施設に係る規定から、女・男<sup>ひと</sup>プラザに係る部分を削るもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

**議案第202号 さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・経済局農業政策部農業環境整備課)

土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- (1) 条例で引用している土地改良法「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改めるもの。
- (2) 急施の場合に行う土地改良事業に緊急耐震工事計画に基づく事業等が追加されたことに伴う規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第203号 さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について**

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

都市緑地法等の一部を改正する法律における生産緑地法の一部改正により、政令で定める基準に従い、条例で、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を別に定めることができることと

されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 生産緑地地区の面積要件について、最小規模を、生産緑地法に定める500平方メートルから、政令基準の下限である300平方メートルに引き下げるもの。

(施行期日) 公布の日

#### 議案第204号 さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

##### 1 占用料の額の改定

- ・ 占用料の見直しに伴い、その額を改定するもの。

##### 2 占用物件の追加

- ・ 次の施設について、占用料を徴収できるよう条例に追加するもの。

ア 津波からの一時的避難場所の機能を有する堅固な施設

イ 道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する食事施設、購買施設等

ウ 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

##### 3 その他所要の改正

- ・ 占用の面積又は長さについて、0.01平方メートル未満又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとするもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

#### 議案第205号 さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第7次一括法)における公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

##### 1 認知症患者等の収入申告義務の免除

- ・ 公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、当該入居者の収入申告義務を免除し、市が行う調査により把握した収入に応じて家賃を定めることとするもの。

##### 2 規定の整備

- ・ 収入申告義務の免除に伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

#### 議案第206号 さいたま市立仲町小学校校舎増築(建築)工事請負契約について

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

##### 1 契約の目的

さいたま市立仲町小学校校舎増築(建築)工事



- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
5億2,275万2,400円
- 4 契約の相手方  
エム・テック・環境クリエイト特定共同企業体

**議案第207号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（建築）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

平成28年2月議会において議決を得た館岩少年自然の家新館増築（建築）工事請負契約について、工期の延長に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
安藤ハザマ・山崎特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	18億9,000万円
変更後	19億7,765万2,800円

**議案第208号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（電気設備）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

平成28年9月議会において議決を得た館岩少年自然の家新館増築（電気設備）工事請負契約の一部変更について、工期の延長に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
丸電・忍電工特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億713万5,800円
変更後	3億4,571万3,400円

**議案第209号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（機械設備）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

平成28年9月議会において議決を得た館岩少年自然の家新館増築（機械設備）工事請負契約の一部変更について、工期の延長に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
サイエイ・埼玉特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	7億7,549万9,400円
変更後	8億1,181万9,800円

### 議案第210号 財産の取得について（公共公益施設用地）

（所管課所・都市局都市計画部交通政策課）

公共公益施設（交通広場等）用地を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 物件の表示

- (1) 所在地 さいたま都市計画事業北袋町1丁目土地区画整理事業地内2街区1画地
- (2) 取得面積 1万5,000.01平方メートル

#### 2 取得先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

#### 3 取得額

57億4,987万8,397円

### 議案第211号 指定管理者の指定について（さいたま市宇宙劇場）

（所管課所・教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館）

さいたま市宇宙劇場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 さいたま市宇宙劇場

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
- (2) 名称 株式会社五藤光学研究所
- (3) 代表者 代表取締役 五藤 信隆

#### 3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 議案第212号 指定管理者の指定について（さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

#### 1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区大字宝来125番地1
- (2) 名称 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
- (2) 名称 シンコースポーツ・サンワックス共同事業体
- (3) 代表者 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 克己

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

**議案第213号 指定管理者の指定について（さいたま市児童養護施設カルテット）**

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課）

さいたま市児童養護施設カルテットの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1542番地4
- (2) 名称 さいたま市児童養護施設カルテット

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内緑区大字大崎2160番地
- (2) 名称 社会福祉法人浦和福社会
- (3) 代表者 理事長 久田 有

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**議案第214号 指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）**

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市六日町山をの家の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 新潟県南魚沼市坂戸831番地2
- (2) 名称 さいたま市六日町山の家

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 新潟県南魚沼市塩沢1132番地1越光玄米蔵3階
- (2) 名称 特定非営利活動法人南魚沼もてなしの郷
- (3) 代表者 理事長 宮田 俊之

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

**議案第215号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和駒場体育館）**

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和駒場体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区駒場2丁目5番6号
- (2) 名称 さいたま市浦和駒場体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目228番地1
- (2) 名称 埼玉シミズ・浦和スポーツクラブJV
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**議案第216号 指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）**

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市与野体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区下落合5丁目8番10号
- (2) 名称 さいたま市与野体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号
- (2) 名称 ダンロップスポーツウェルネス・クリーン工房共同事業体
- (3) 代表者 株式会社ダンロップスポーツウェルネス 代表取締役社長 田畑 晃

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**議案第217号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）**

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目228番地1
- (2) 名称 埼玉シミズ・レッズランド共同事業体
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**議案第218号 指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）**

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市記念総合体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区東品川四丁目10番1号
- (2) 名称 スポーツのまち さいたまパートナーズ
- (3) 代表者 株式会社コナミスポーツクラブ 代表取締役社長 落合 昭

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**議案第219号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮武道館）**

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市大宮武道館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区堀崎町12番地36
- (2) 名称 さいたま市大宮武道館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区岸町7丁目12番4号
- (2) 名称 株式会社サイオー
- (3) 代表者 代表取締役 橋本 一憲

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**議案第220号 当せん金付証票の発売について**

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成30年度における当せん金付証票（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

**議案第221号 市道路線の認定について**

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	170路線
開 発	4路線
合 計	174路線

**議案第222号 市道路線の廃止について**

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	172路線
開 発	1路線
合 計	173路線

《人事議案》

**議案第223号 人権擁護委員候補者の推薦について**

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
畔川 清和	再任

議案第224号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
石田 せ江子	再任

議案第225号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
佐藤 敦子	再任

議案第226号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
佐藤 久子	新任

議案第227号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
湯澤 覚	新任

# 平成29年さいたま市議会 12月（11月繰上げ）定例会

## 専決処分及び補正予算議案の概要

- ・議案第 185号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成29年度さいたま市一般会計補正予算(第7号))
- ・議案第 186号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算(第8号)
- ・議案第 187号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)
- ・議案第 188号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- ・議案第 189号 平成29年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計  
補正予算(第1号)
- ・議案第 190号 平成29年度さいたま市病院事業会計補正予算(第1号)
- ・議案第 191号 平成29年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第1号)





# 1 補正予算の特徴

## 1 子育て支援の充実

(1) 保育士等の処遇改善を図るための公定価格の改定等により、不足が見込まれる私立認可保育所等の運営費を増額します。

- ① 特定教育・保育施設等運営事業(1,593,417千円)(P22)

## 2 スポーツ・文化の充実

(1) さいたま国際芸術祭の開催に向けて、準備に着手します。

- ① 文化芸術都市創造事業(1,680千円)【債務負担行為】(限度額21,400千円)(P19)

(2) 市民会館おおみやの機能移転に向けて、再開発組合と公共床取得契約の締結を行います。

- ① 文化施設整備事業(1,324,508千円)【債務負担行為】(限度額25,250,876千円)(P20)

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成等を図るため、さいたまスポーツフェスティバル2018を開催します。

- ① さいたまスポーツフェスティバル2018開催事業【債務負担行為】(限度額24,155千円)(P30)

## 3 その他

(1) 岩槻の情報を発信するとともに、新たなにぎわいを創出するため、(仮称)にぎわい交流館いわつきの設計を行います。

- ① (仮称)にぎわい交流館いわつき設計業務【債務負担行為】(限度額27,255千円)(P34)

(2) 公共工事の施工時期等の平準化のため、債務負担行為の補正を行います。

- ① 暮らしの道路整備工事(平成30年度分)外7事項【債務負担行為】(限度額合計777,000千円)(P35外)  
② 下水道事業会計【債務負担行為】(限度額合計648,000千円)(P42)



## 議案第 185 号（専決分）

- ・ 議案第 185 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（平成 29 年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号））



## 2 補正予算の概要（専決分）

### （1） 総括表

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		536,742,238	24,884	536,767,122
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	134,715,452		134,715,452
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	22,062,641		22,062,641
	介 護 保 険 事 業	83,983,474		83,983,474
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	96,350		96,350
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	357,000		357,000
	用 地 先 行 取 得 事 業	3,091,000		3,091,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	2,255,000		2,255,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,898,000		1,898,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,763,000		2,763,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,043,000		1,043,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	839,000		839,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	417,000		417,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	19,000		19,000
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	226,000		226,000
	公 債 管 理	86,107,000		86,107,000
		計	339,872,917	
企 業 会 計	水 道 事 業	45,161,438		45,161,438
	病 院 事 業	22,734,245		22,734,245
	下 水 道 事 業	54,447,634		54,447,634
	計	122,343,317		122,343,317
合 計		998,958,472	24,884	998,983,356

## (2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	231,449,903		231,449,903
2 地 方 譲 与 税	2,809,001		2,809,001
3 利 子 割 交 付 金	164,000		164,000
4 配 当 割 交 付 金	1,280,000		1,280,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,292,000		1,292,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	284,000		284,000
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	30,371,000		30,371,000
8 地 方 消 費 税 交 付 金	18,761,000		18,761,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	71,000		71,000
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	909,001		909,001
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,234,001		6,234,001
12 地 方 特 例 交 付 金	1,028,000		1,028,000
13 地 方 交 付 税	6,777,000		6,777,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	346,000		346,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金	3,819,267		3,819,267
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,542,045		8,542,045
17 国 庫 支 出 金	90,719,415		90,719,415
18 県 支 出 金	20,106,560		20,106,560
19 財 産 収 入	1,533,462		1,533,462
20 寄 附 金	224,001		224,001
21 繰 入 金	15,354,084		15,354,084
22 繰 越 金	1,992,734	24,884	2,017,618
23 諸 収 入	29,766,064		29,766,064
24 市 債	62,908,700		62,908,700
歳 入 合 計	536,742,238	24,884	536,767,122

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,692,764		1,692,764
2 総 務 費	44,984,523		44,984,523
3 民 生 費	191,825,224		191,825,224
4 衛 生 費	37,068,920	24,884	37,093,804
5 労 働 費	397,926		397,926
6 農 林 水 産 業 費	1,745,768		1,745,768
7 商 工 費	15,490,834		15,490,834
8 土 木 費	81,568,201		81,568,201
9 消 防 費	17,165,069		17,165,069
10 教 育 費	94,186,454		94,186,454
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	50,416,550		50,416,550
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	536,742,238	24,884	536,767,122

### (3) 事業の概要

#### 一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	環境局	西部環境センター	安全衛生推進事業（西部環境センター）	9



事務事業名 安全衛生推進事業（西部環境センター）		補正額	24,884				
局/部/課	環境局/施設部/西部環境センター	〔財源内訳〕					
款/項/目	4款 衛生費/2項 清掃費/1目 清掃総務費	予算書P. 17	- 一般財源 24,884				
<事業の目的・内容> 労働安全衛生法及びさいたま市職員安全衛生管理規程に基づき、職員安全衛生委員会へ定期的に参加するとともに、産業医による健康相談、場内の安全パトロールを実施します。また、職員に対する安全意識の向上を図るため、啓発活動を実施します。							
<補正の目的・内容> 本市を被告とする損害賠償請求控訴事件の判決に基づき、原告に対して賠償金を支払うため、補正を行うものです。		補正前予算額	1,839				
<主な事業> 1 賠償金 24,884		[参考] 事業スケジュール ・平成29年11月20日 賠償金の支払					
(単位：円) <table border="1"> <tr> <td>損害額(過失相殺後)</td> <td>19,198,000</td> </tr> <tr> <td>遅延損害額</td> <td>5,685,762</td> </tr> </table>		損害額(過失相殺後)	19,198,000	遅延損害額	5,685,762		
損害額(過失相殺後)	19,198,000						
遅延損害額	5,685,762						



## 議案第186～191号（通常分）

- ・ 議案第186号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）
- ・ 議案第187号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・ 議案第188号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- ・ 議案第189号 平成29年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第190号 平成29年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第191号 平成29年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）



### 3 補正予算の概要（通常分）

#### （１） 総括表

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	補正額	合計
一 般 会 計		536,767,122	4,579,360	541,346,482
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	134,715,452	290,093	135,005,545
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	22,062,641		22,062,641
	介 護 保 険 事 業	83,983,474	40,267	84,023,741
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	96,350		96,350
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	357,000	6,500	363,500
	用 地 先 行 取 得 事 業	3,091,000		3,091,000
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	2,255,000		2,255,000
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,898,000		1,898,000
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,763,000		2,763,000
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,043,000		1,043,000
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	839,000		839,000
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	417,000		417,000
	南 平 野 土 地 区 画 整 理 事 業	19,000		19,000
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	226,000		226,000
	公 債 管 理	86,107,000		86,107,000
		計	339,872,917	336,860
企 業 会 計	水 道 事 業	45,161,438		45,161,438
	病 院 事 業	22,734,245	1,344,789	24,079,034
	下 水 道 事 業	54,447,634	債務負担 行為の設定	54,447,634
		計	122,343,317	1,344,789
合 計		998,983,356	6,261,009	1,005,244,365

## (2) 一般会計補正予算の概要

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 市 税	231,449,903		231,449,903
2 地 方 譲 与 税	2,809,001		2,809,001
3 利 子 割 交 付 金	164,000		164,000
4 配 当 割 交 付 金	1,280,000		1,280,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,292,000		1,292,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	284,000		284,000
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	30,371,000		30,371,000
8 地 方 消 費 税 交 付 金	18,761,000		18,761,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	71,000		71,000
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	909,001		909,001
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,234,001		6,234,001
12 地 方 特 例 交 付 金	1,028,000		1,028,000
13 地 方 交 付 税	6,777,000		6,777,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	346,000		346,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金	3,819,267		3,819,267
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,542,045		8,542,045
17 国 庫 支 出 金	90,719,415	814,243	91,533,658
18 県 支 出 金	20,106,560	391,771	20,498,331
19 財 産 収 入	1,533,462		1,533,462
20 寄 附 金	224,001		224,001
21 繰 入 金	15,354,084	1,967,261	17,321,345
22 繰 越 金	2,017,618	362,784	2,380,402
23 諸 収 入	29,766,064	1	29,766,065
24 市 債	62,908,700	1,043,300	63,952,000
歳 入 合 計	536,767,122	4,579,360	541,346,482

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	合計
1 議 会 費	1,692,764	3,528	1,696,292
2 総 務 費	44,984,523	1,607,665	46,592,188
3 民 生 費	191,825,224	2,386,262	194,211,486
4 衛 生 費	37,093,804	360,852	37,454,656
5 労 働 費	397,926		397,926
6 農 林 水 産 業 費	1,745,768	20,500	1,766,268
7 商 工 費	15,490,834		15,490,834
8 土 木 費	81,568,201		81,568,201
9 消 防 費	17,165,069	138,565	17,303,634
10 教 育 費	94,186,454	61,988	94,248,442
11 災 害 復 旧 費	5		5
12 公 債 費	50,416,550		50,416,550
13 予 備 費	200,000		200,000
歳 出 合 計	536,767,122	4,579,360	541,346,482

### (3) 各事業の概要

#### 一般会計

No.	局名	課所室名	事務事業名	ページ
1	議会局	総務課	議員報酬	19
2	スポーツ文化局	文化振興課	文化芸術都市創造事業	
3	スポーツ文化局	文化振興課	文化施設整備事業	20
4	財政局	収納調査課	市税還付金及び還付加算金	
5	市民局	区政推進部	戸籍住民基本台帳事務事業	21
6	保健福祉局	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業	
7	保健福祉局	障害支援課	障害者福祉執行管理事業	22
8	子ども未来局	保育課	特定教育・保育施設等運営事業	
9	保健福祉局	生活福祉課	生活保護執行管理事業	23
10	保健福祉局	生活福祉課	生活保護事業	
11	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計繰出金（介護保険課）	24
12	保健福祉局	疾病予防対策課	感染症予防事業（疾病予防対策課）	
13	保健福祉局	思い出の里市営霊園事務所	思い出の里維持管理事業	25
14	保健福祉局	健康増進課	病院事業会計繰出金	
15	総務局外2局	職員課外2課	職員人件費（職員課）外2事業	26
16	消防局	消防施設課	消防施設等整備事業	
17	教育委員会事務局	学校施設課	小学校校舎増改築事業	27
18	教育委員会事務局	文化財保護課	文化財保護事業	

#### 一般会計（継続費）

No.	局名	課所室名	事業名	ページ
-	消防局	消防施設課	中央消防署移転整備用地既存建物解体事業	26
-	消防局	消防施設課	中央消防署設計事業	
-	教育委員会事務局	学校施設課	与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業	27



## 一般会計(繰越明許費)

No.	局名	課所室名	事業名	ページ
19	建設局	道路計画課	道路新設改良事業	28
20	建設局	道路計画課	街路整備事業	
-	消防局	消防施設課	消防施設等整備事業	26
-	教育委員会事務局	文化財保護課	文化財保護事業	27

## 一般会計(債務負担行為)

No.	局名	課所室名	事項名	ページ
21	財政局	財政課	ふるさと応援寄附代行業務(平成30年度分)	29
-	スポーツ文化局	文化振興課	さいたま国際芸術祭開催準備事業	19
-	スポーツ文化局	文化振興課	大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業における文化施設の取得	20
22	市民局	市民生活安全課	六日町山の家管理業務	29
23	都市戦略本部	オリンピック・パラリンピック部	さいたまスポーツフェスティバル2018開催事業	30
24	スポーツ文化局	スポーツ振興課	浦和駒場体育館管理業務	
25	スポーツ文化局	スポーツ振興課	与野体育館管理業務	31
26	スポーツ文化局	スポーツ振興課	浦和西体育館管理業務	
27	スポーツ文化局	スポーツ振興課	記念総合体育館管理業務	32
28	スポーツ文化局	スポーツ振興課	大宮武道館管理業務	
-	保健福祉局	障害支援課	障害者総合支援法改正等に伴う障害福祉システム改修業務	22
29	保健福祉局	高齢福祉課	宝来グラウンド・ゴルフ場管理業務	33
30	子ども未来局	子育て支援政策課	児童養護施設カルテット管理業務	
31	子ども未来局	子ども総合センター開設準備室	冒険はらっぱ運営業務	34
32	経済局	経済政策課	(仮称)にぎわい交流館いわつき設計業務	
33	建設局	道路環境課	暮らしの道路整備工事(平成30年度分)	35
34	建設局	道路環境課	新浦和橋耐震補強及び補修工事	
35	建設局	道路環境課	橋りょう修繕工事(平成30年度分)	36
36	建設局	道路環境課	交通安全施設整備工事(平成30年度分)	
37	建設局	道路環境課	自転車通行帯詳細設計業務	37
38	建設局	道路環境課	交通安全施設整備工事測量設計業務(平成30年度分)	
39	建設局	河川課	河川改修工事(平成30年度分)	38
40	教育委員会事務局	青少年宇宙科学館	宇宙劇場管理業務	
41	建設局	道路環境課	道路修繕工事(平成30年度分)	39

## 特別会計

No.	局名	課所室名	会計名	ページ
42	保健福祉局	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	40
43	保健福祉局	介護保険課	介護保険事業特別会計	
44	総務局	職員課	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計	41

## 企業会計

No.	局名	課所室名	会計名	ページ
45	保健福祉局	庶務課外2課	病院事業会計	42
46	建設局	下水道維持管理課外1課	下水道事業会計	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 議員報酬		補正額	3,528
局/部/課	議会局/総務部/総務課	〔財源内訳〕	
款/項/目	1款 議会費/1項 議会費/1目 議会費	予算書P. 39	- 一般財源 3,528
<p>&lt;事業の目的・内容&gt; 議員報酬、期末手当、市議会議員年金の公費負担金等を支払います。また、議員の健康増進・健康維持管理を目的として健康診断を実施します。</p>			
<p>&lt;補正の目的・内容&gt; 平成29年12月定例会において、「さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」が改正され期末手当の支給月数が引き上げられるため、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	992,146
<p>&lt;主な事業&gt; 1 議員期末手当 3,528 市議会議員に支給月数の引上げ後の期末手当を支給します。</p>			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 文化芸術都市創造事業		補正額	1,680																		
局/部/課	スポーツ文化局/文化部/文化振興課	〔財源内訳〕																			
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/11目 自治振興費	予算書P. 39	- 一般財源 1,680																		
<p>&lt;事業の目的・内容&gt; 市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、さいたま市文化芸術都市創造条例に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p>																					
<p>&lt;補正の目的・内容&gt; 「さいたま国際芸術祭」を平成32年春に開催するため、早急に実行委員会を設置し、ディレクターの選任を経て開催計画を策定するとともに、国際芸術祭の開催を市内外に広く周知することを目的とした広報戦略等の策定が必要となることから、補正を行うものです。</p>		補正前予算額	54,538																		
<p>&lt;主な事業&gt; 1 実行委員会負担金 1,680 国際芸術祭の開催に向け、実行委員会を設置し、実行委員会において選任するディレクター等と協議のうえ、「開催計画」を策定します。 また、国際芸術祭の開催を市内外に広く周知するための広報戦略の策定を行います。</p>		[参考]	事業スケジュール ・平成30年1月～3月 実行委員会の設置・運営、ディレクター選任 開催計画、広報戦略の検討 ・平成30年4月～6月 開催計画、広報戦略の策定																		
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま国際芸術祭開催準備事業</td> <td>平成29年度から平成30年度まで</td> <td>21,400</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>21,400</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	さいたま国際芸術祭開催準備事業	平成29年度から平成30年度まで	21,400	0	0	0	21,400		
事 項	期 間				限 度 額	財 源 内 訳															
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源															
さいたま国際芸術祭開催準備事業	平成29年度から平成30年度まで	21,400	0	0	0	21,400															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>文化施設整備事業</b>			補正額	1,324,508			
局/部/課	スポーツ文化局/文化部/文化振興課		〔財源内訳〕				
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/14目 生活文化施設費	予算書P. 39	24款 市債	993,300			
<事業の目的・内容> 耐震対策、バリアフリー対応、老朽化といった課題を抱える市民会館おおみやについて、大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業として建設される複合ビルに機能移転し、リニューアルを図るものです。			- 一般財源	331,208			
<補正の目的・内容> 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業に係る公共床取得についての契約を締結するため、補正を行うものです。			補正前予算額				
<主な事業> 1 公共床取得費 1,324,508 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業において建設される複合ビルに、市民会館おおみやを機能移転させるため、公共床取得についての契約を締結します。			[参考]事業スケジュール ・平成30年1月 大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合と文化施設(公共床)の取得についての仮契約を締結 ・平成30年2月 財産取得議案提出 ・平成30年3月 工事着工 ・平成33年度 竣工				
<債務負担行為>							
事項	期間	限度額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業における文化施設の取得	平成30年度から平成33年度まで	25,250,876	1,098,000	18,399,500	0	5,753,376	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>市税還付金及び還付加算金</b>			補正額	254,000			
局/部/課	財政局/債権整理推進部/収納調査課		〔財源内訳〕				
款/項/目	2款 総務費/3項 徴税费/2目 賦課徴収費	予算書P. 39	- 一般財源	254,000			
<事業の目的・内容> 市税等の収納管理を適正に行うため、課税の更正・取消等で過誤納となった還付金及び還付加算金を還付又は未納分に充当します。			補正前予算額				
<補正の目的・内容> 市税等の課税更正・取消等により生じる還付金が当初見込みを上回り、還付金の不足が見込まれるため、補正を行うものです。			800,000				
<主な事業> 1 市税還付金 254,000 市税等の課税更正・取消等により生じる還付金を適正に還付します。			[参考]事業スケジュール ・平成29年度中 対象となる納税義務者に対して市税等を還付				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 戸籍住民基本台帳事務事業			補正額	27,477
局/部/課	市民局/区政推進部		〔財源内訳〕	
款/項/目	2款 総務費/4項 戸籍住民基本台帳費/1目 戸籍住民基本台帳費	予算書P. 39	17款 国庫支出金	27,477
<事業の目的・内容> 行政サービスや社会生活の基礎となる、戸籍や住民基本台帳等に関する事務を正確かつ迅速に行い、市民サービスの向上を目指します。				
<補正の目的・内容> 平成30年度以降、速やかな施行が予定されているマイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正に対応するため、住民記録システムの改修等の経費について、補正を行うものです。			補正前予算額	976,741
<主な事業> 1 システムの改修 27,477 旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正に対応するため、住民記録システムの改修等を行います。			[参考] 事業スケジュール ・平成30年1月 システム改修に係る委託契約締結 ・平成30年3月 改修業務完了	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 生活困窮者自立支援事業			補正額	5,675
局/部/課	保健福祉局/福祉部/生活福祉課		〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/1項 社会福祉費/2目 社会福祉費	予算書P. 39	- 一般財源	5,675
<事業の目的・内容> 生活困窮者の自立の促進を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援を行います。また、生活困窮世帯の中学生等を対象とした子どもの学習支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止に努めます。				
<補正の目的・内容> 平成28年度に国から交付された負担金及び補助金に超過交付が生じたため、当該超過交付分を償還する経費について、補正を行うものです。			補正前予算額	156,922
<主な事業> 1 国への償還金 5,675 平成28年度に国から交付された生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、超過交付分を償還します。			[参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 超過交付分を国へ償還	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 障害者福祉執行管理事業		補正額	40,354																		
局/部/課	保健福祉局/福祉部/障害支援課	〔財源内訳〕																			
款/項/目	3款 民生費/2項 障害者福祉費/1目 障害者福祉総務費	予算書P. 39																			
<事業の目的・内容> 障害者福祉施策の執行に要する共通事務及び障害福祉システムの運用管理等を行うことにより、障害者福祉施策の円滑かつ効果的な執行を図ります。		17款 国庫支出金	16,963																		
		- 一般財源	23,391																		
<補正の目的・内容> 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等に伴い、新設される障害福祉サービスの支給決定等を行うためのシステム改修経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	69,312																		
<主な事業> 1 障害者総合支援法改正等に伴う改修 35,159 [参考] 新設される障害福祉サービスの支給決定等を行うためのシステム改修を行います。 事業スケジュール ・平成30年1月 契約及び事業着手 ・平成30年3月 受給者台帳等の機能反映及びデータ標準レイアウト改版に係る設計 ・平成30年5月 給付実績関連の機能反映及び情報連携庁内連携テスト ・平成30年6月 高額障害福祉サービス等給付費の機能反映及び情報連携総合運用テスト ・平成30年7月 改版後データ標準レイアウト適用																					
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者総合支援法改正等に伴う障害福祉システム改修業務</td> <td>平成29年度から平成30年度まで</td> <td>114,931</td> <td>32,762</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>82,169</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	障害者総合支援法改正等に伴う障害福祉システム改修業務	平成29年度から平成30年度まで	114,931	32,762	0	0	82,169
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																		
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源															
障害者総合支援法改正等に伴う障害福祉システム改修業務	平成29年度から平成30年度まで	114,931	32,762	0	0	82,169															

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 特定教育・保育施設等運営事業		補正額	1,593,417
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/保育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/4項 児童福祉費/3目 児童福祉施設費	予算書P. 41	
<事業の目的・内容> 特定教育・保育施設(私立認可保育所、認定こども園、私立幼稚園)及び特定地域型保育事業(小規模保育等)の安定した運営及び入所児童の処遇向上を図るため、保育の実施に係る経費の給付及び多様な保育ニーズに対応した各種補助事業に係る経費の助成を行います。		17款 国庫支出金	740,938
		18款 県支出金	391,771
<補正の目的・内容> 保育士等の処遇改善を図るため、国が定める保育単価の増額改定等に伴い不足が見込まれる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の施設型給付費等について、補正を行うものです。		- 一般財源	460,708
		補正前予算額	20,109,353
<主な事業> 1 特定教育・保育施設等の運営費給付事業 1,593,417 [参考] 国が定める保育単価により、特定教育・保育施設及び 事業スケジュール 特定地域型保育事業者が受け入れた児童数等に応じ、施設型給付費等を支給します。 ・平成29年度中 改定後の保育単価により施設型給付費等を支給			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>生活保護執行管理事業</b>		補正額	10,306
局/部/課	保健福祉局/福祉部/生活福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/5項 生活保護費/1目 生活保護総務費	予算書P. 41	- 一般財源 10,306
<事業の目的・内容> 生活保護及び中国残留邦人等支援給付等の適正な運営を確保するため、生活保護受給者等に対する自立・就労支援策の整備、各種相談員等の配置による体制強化、医療扶助の適正化、業務効率化、生活保護法施行事務監査、関係職員の資質向上のための研修の実施等、各種適正化の取組を推進します。			
<補正の目的・内容> 平成28年度に国から交付された補助金に超過交付が生じたため、当該超過交付分を償還する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	428,272
<主な事業> 1 国への償還金 10,306 [参考] 平成28年度に国から交付された生活困窮者就労準備支 援事業費等補助金について、超過交付分を償還します。 事業スケジュール ・平成29年度中 超過交付分を国へ償還			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>生活保護事業</b>		補正額	710,743
局/部/課	保健福祉局/福祉部/生活福祉課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/5項 生活保護費/2目 扶助費	予算書P. 41	- 一般財源 710,743
<事業の目的・内容> 生活保護法等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等の生活の安定を図ります。			
<補正の目的・内容> 平成28年度に国から交付された負担金及び補助金に超過交付が生じたため、当該超過交付分を償還する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	35,396,289
<主な事業> 1 国への償還金 710,743 [参考] 平成28年度に国から交付された生活扶助費等国庫負担 金等について、超過交付分を償還します。 事業スケジュール ・平成29年度中 超過交付分を国へ償還			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)		補正額	25,767
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/介護保険課	〔財源内訳〕	
款/項/目	3款 民生費/6項 介護保険費/1目 介護保険費	予算書P. 41	- 一般財源 25,767
<事業の目的・内容> 保険給付費の市負担分(保険給付費の総額の12.5%)、低所得者保険料軽減に係る費用(国負担分は事業費の50%、県負担分は事業費の25%及び市負担分は事業費の25%)並びに介護保険事業運営に係る職員人件費及び事務費に充当するため、介護保険事業特別会計へ一般会計から繰出しを行います。		補正前予算額 11,700,971	
<補正の目的・内容> 平成30年4月の介護保険制度改正に伴い、さいたま市介護保険システム及び介護保険指定事業者管理システムの改修を実施するため、一般会計からの繰出金について補正を行うものです。			
<主な事業> 1 介護保険事業特別会計への繰出し 25,767 介護保険システム及び介護保険指定事業者管理システムの改修に係る費用について、一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出しを行います。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 介護保険事業特別会計に繰出し	

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 感染症予防事業 (疾病予防対策課)		補正額	4,576
局/部/課	保健福祉局/保健所/疾病予防対策課	〔財源内訳〕	
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/2目 予防費	予算書P. 41	17款 国庫支出金 2,120
<事業の目的・内容> 感染症の予防及びまん延防止のため、検診、医療費公費負担、啓発指導、感染症発生動向調査等を行います。		- 一般財源 2,456	
<補正の目的・内容> 風しん抗体検査の対象者数が当初の見込みを上回り、予算の不足が見込まれるため、補正を行うものです。		補正前予算額 106,038	
<主な事業> 1 風しん抗体検査委託料 4,576 医療機関で実施している風しん抗体検査について、委託料を支払います。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 引き続き委託料の支払を実施	



(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>思い出の里維持管理事業</b>		補正額	19,004		
局/部/課	保健福祉局/保健部/思い出の里市営霊園事務所	〔財源内訳〕			
款/項/目	4款 衛生費/1項 保健衛生費/6目 葬祭霊園費	24款 市債	14,200		
	予算書P. 41	- 一般財源	4,804		
<b>&lt;事業の目的・内容&gt;</b> 市営霊園の施設管理を行うとともに、墓所、思い出の里会館等の管理運営を円滑に行います。					
<b>&lt;補正の目的・内容&gt;</b> 既に墓地として供用開始されている民地を早急に購入するため、補正を行うものです。		補正前予算額	245,724		
<b>&lt;主な事業&gt;</b> 1 霊園用地(未買収用地)の買収 19,004 [参考] 墓園区域内の未買収霊園用地を買収します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 55%;">               事業スケジュール                ・平成29年12月 国税局事前協議                用地取得事前協議                ・平成30年1月 売買契約締結                ・平成30年2月 土地移転登記                ・平成30年3月 土地代金支払             </td> </tr> </table>					事業スケジュール ・平成29年12月 国税局事前協議 用地取得事前協議 ・平成30年1月 売買契約締結 ・平成30年2月 土地移転登記 ・平成30年3月 土地代金支払
	事業スケジュール ・平成29年12月 国税局事前協議 用地取得事前協議 ・平成30年1月 売買契約締結 ・平成30年2月 土地移転登記 ・平成30年3月 土地代金支払				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>病院事業会計繰出金</b>		補正額	337,272		
局/部/課	保健福祉局/保健部/健康増進課	〔財源内訳〕			
款/項/目	4款 衛生費/4項 病院費/1目 病院費	- 一般財源	337,272		
	予算書P. 41				
<b>&lt;事業の目的・内容&gt;</b> 地方公営企業法に基づき、病院事業会計における性質上、病院収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなお病院の収入のみをもって充てることが困難な経費等について、一般会計から繰出しを行います。					
<b>&lt;補正の目的・内容&gt;</b> 病院事業会計の繰入金の補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものです。		補正前予算額	1,699,939		
<b>&lt;主な事業&gt;</b> 1 病院事業会計への繰出し 337,272 [参考] 職員構成の変動と給与改定に伴う増額、入院・外来収益増収が見込まれることに伴う材料費の不足等により、病院事業会計への繰出しを行います。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 55%;">               事業スケジュール                ・平成29年度中 病院事業会計に繰出し             </td> </tr> </table>					事業スケジュール ・平成29年度中 病院事業会計に繰出し
	事業スケジュール ・平成29年度中 病院事業会計に繰出し				

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>職員人件費（職員課）外2事業</b>		補正額	<b>119,500</b>								
局/部/課	総務局/人事部/職員課外2課	〔財源内訳〕									
款/項/目	6款 農林水産業費、9款 消防費	予算書 P. 41、43	- 一般財源 119,500								
<事業の目的・内容> 職員に対して、給料等を適切に支給します。											
<補正の目的・内容> 平成29年度の給与改定及び職員構成の変動等に伴う不足額の補正を行います。 また、上記の理由により特別会計及び企業会計の一部においても不足額が生じるため、特別会計及び企業会計への繰出金について、補正を行うものです。		補正前予算額	-								
<主な事業> 1 一般会計の職員人件費											
<table border="1"> <tr><th>款</th><th>補正額</th></tr> <tr><td>農林水産業費</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>消防費</td><td>99,000</td></tr> <tr><td>計</td><td>113,000</td></tr> </table>		款	補正額	農林水産業費	14,000	消防費	99,000	計	113,000	2 特別会計及び企業会計における職員人件費の補正に伴う繰出金	
款	補正額										
農林水産業費	14,000										
消防費	99,000										
計	113,000										
		<table border="1"> <tr><th colspan="2">繰出金</th><th>補正額</th></tr> <tr><td colspan="2">食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金</td><td>6,500</td></tr> </table>		繰出金		補正額	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金		6,500		
繰出金		補正額									
食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金		6,500									
		<small>※以下の繰出金は別掲しています。</small> <table border="1"> <tr><th>別掲分</th><th>繰出金</th><th>補正額</th></tr> <tr><td>病院事業会計繰出金</td><td></td><td>177,808</td></tr> </table>		別掲分	繰出金	補正額	病院事業会計繰出金		177,808		
別掲分	繰出金	補正額									
病院事業会計繰出金		177,808									

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>消防施設等整備事業</b>		補正額	<b>39,565</b>																																																																							
局/部/課	消防局/総務部/消防施設課	〔財源内訳〕																																																																								
款/項/目	9款 消防費/1項 消防費/3目 消防施設費	予算書 P. 43	24款 市債 9,400																																																																							
<事業の目的・内容> 消防体制の充実強化及び消防署所を計画的に整備するため、消防署所の建設工事及び設計業務等を行います。 また、消防団の充実強化に係る事業を推進するため、消防分団車庫の建設工事及び設計業務等を行います。		- 一般財源 30,165																																																																								
<補正の目的・内容> 現中央消防署庁舎は老朽化していることから、防災活動拠点としての機能維持をするため、移転整備用地の既存建物解体工事等に要する経費及び新中央消防署の建設設計等に要する経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	1,549,648																																																																							
<主な事業> 1 移転整備用地既存建物解体工事に伴う家屋等事前調査【繰越明許費】 13,432 解体工事に伴う近隣家屋等の事前調査を行います。 2 移転整備用地既存建物解体工事 12,550 移転整備用地既存建物の解体工事を行います。																																																																										
<継続費の設定> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">年割額</th><th colspan="4">財源内訳</th></tr> <tr><th>国県支出金</th><th>地方債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> <tr><td>中央消防署</td><td>29</td><td>12,550</td><td>0</td><td>9,400</td><td>0</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>移転整備用地</td><td>30</td><td>238,450</td><td>0</td><td>178,800</td><td>0</td><td>59,650</td></tr> <tr><td>既存建物解体事業</td><td>計</td><td>251,000</td><td>0</td><td>188,200</td><td>0</td><td>62,800</td></tr> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	中央消防署	29	12,550	0	9,400	0	3,150	移転整備用地	30	238,450	0	178,800	0	59,650	既存建物解体事業	計	251,000	0	188,200	0	62,800	4 建設工事基本・実施設計 579 消防庁舎建設工事に伴う基本・実施設計を行います。 <small>&lt;継続費の設定&gt;</small> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">年割額</th><th colspan="4">財源内訳</th></tr> <tr><th>国県支出金</th><th>地方債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> <tr><td>中央消防署</td><td>29</td><td>579</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>579</td></tr> <tr><td>設計事業</td><td>30</td><td>83,661</td><td>0</td><td>37,100</td><td>0</td><td>46,561</td></tr> <tr><td>計</td><td>31</td><td>31,634</td><td>0</td><td>23,700</td><td>0</td><td>7,934</td></tr> <tr><td>計</td><td>計</td><td>115,874</td><td>0</td><td>60,800</td><td>0</td><td>55,074</td></tr> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	中央消防署	29	579	0	0	0	579	設計事業	30	83,661	0	37,100	0	46,561	計	31	31,634	0	23,700	0	7,934	計	計	115,874	0	60,800	0	55,074
事業名	年度				年割額	財源内訳																																																																				
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																																																																				
中央消防署	29	12,550	0	9,400	0	3,150																																																																				
移転整備用地	30	238,450	0	178,800	0	59,650																																																																				
既存建物解体事業	計	251,000	0	188,200	0	62,800																																																																				
事業名	年度	年割額	財源内訳																																																																							
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																																																																				
中央消防署	29	579	0	0	0	579																																																																				
設計事業	30	83,661	0	37,100	0	46,561																																																																				
計	31	31,634	0	23,700	0	7,934																																																																				
計	計	115,874	0	60,800	0	55,074																																																																				
<継続費の設定> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">年割額</th><th colspan="4">財源内訳</th></tr> <tr><th>国県支出金</th><th>地方債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> <tr><td>中央消防署</td><td>29</td><td>12,550</td><td>0</td><td>9,400</td><td>0</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>移転整備用地</td><td>30</td><td>238,450</td><td>0</td><td>178,800</td><td>0</td><td>59,650</td></tr> <tr><td>既存建物解体事業</td><td>計</td><td>251,000</td><td>0</td><td>188,200</td><td>0</td><td>62,800</td></tr> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	中央消防署	29	12,550	0	9,400	0	3,150	移転整備用地	30	238,450	0	178,800	0	59,650	既存建物解体事業	計	251,000	0	188,200	0	62,800	[参考] 事業スケジュール ・平成30年2月～5月 家屋等事前調査 ・平成30年3月～31年3月 既存建物解体工事 ・平成30年2月～5月 建設工事地質調査 ・平成30年3月～31年7月 建設工事基本・実施設計																																								
事業名	年度				年割額	財源内訳																																																																				
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																																																																				
中央消防署	29	12,550	0	9,400	0	3,150																																																																				
移転整備用地	30	238,450	0	178,800	0	59,650																																																																				
既存建物解体事業	計	251,000	0	188,200	0	62,800																																																																				
3 建設工事地質調査【繰越明許費】 13,004 消防庁舎建設工事の設計に伴う地質調査を行います。																																																																										

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>小学校校舎増改築事業</b>		補正額	28,555																																
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕																																	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	23款 諸収入	1																																
<事業の目的・内容> 児童数の増加により教室不足が見込まれる学校について、校舎の増築を行います。また、「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を推進します。		24款 市債	21,400																																
		- 一般財源	7,154																																
<補正の目的・内容> 与野本町小学校の複合施設を平成32年度当初に供用開始するためには、北校舎及び給食室等の解体工事について、年度内に着手する必要があるため、補正を行うものです。		補正前予算額	518,426																																
<主な事業> 1 与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業 28,555 北校舎及び給食室等の解体工事を実施します。																																			
<継続費の設定>		[参考] 事業スケジュール ・平成30年3月～11月 北校舎、給食室、渡り廊下解体工事 ・平成30年10月～32年3月 複合施設建設工事 ・平成31年3月～33年3月 校舎、コミュニティセンター等大規模改修工事																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業</td> <td>29</td> <td>28,555</td> <td>0</td> <td>21,400</td> <td>1</td> <td>7,154</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> <td>256,997</td> <td>0</td> <td>192,700</td> <td>15</td> <td>64,282</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>285,552</td> <td>0</td> <td>214,100</td> <td>16</td> <td>71,436</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	年度	年割額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業	29	28,555	0	21,400	1	7,154		30	256,997	0	192,700	15	64,282	計		285,552	0	214,100	16	71,436		
事業名	年度				年割額	財源内訳																													
		国県支出金	地方債	その他		一般財源																													
与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業	29	28,555	0	21,400	1	7,154																													
	30	256,997	0	192,700	15	64,282																													
計		285,552	0	214,100	16	71,436																													

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 <b>文化財保護事業</b>		補正額	33,433
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/文化財保護課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/3目 文化財保護費	17款 国庫支出金	26,745
<事業の目的・内容> さいたま市の貴重な文化・歴史・教育・観光資源である各種の文化財の保存・継承と活用を進め、市民文化の向上と市の個性・魅力の発信を図ります。		24款 市債	5,000
		- 一般財源	1,688
<補正の目的・内容> 国指定史跡「真福寺貝塚」の公有地化に伴い、予定していた未買収地について買上げを実施するため、補正を行うものです。		補正前予算額	454,180
<主な事業> 1 真福寺貝塚の用地取得 33,433 国史跡真福寺貝塚内の用地を1筆取得します。 ・さいたま市岩槻区城南3丁目地内 ・面積198.83㎡			
2 真福寺貝塚の用地取得【繰越明許費】 51,499 国史跡真福寺貝塚内の用地取得について、繰越明許費を設定します。		[参考] 事業スケジュール ・平成30年2月 用地売買契約	

(一般会計：繰越明許費)

(単位：千円)

事業名 道路新設改良事業		補正額	繰越明許費の設定								
局/部/課	建設局/土木部/道路計画課		/								
款/項/目	8款 土木費/2項 道路橋りょう費/3目 道路新設改良費	予算書P. 25									
<事業の目的・内容> 国県道及び基幹的市道の交通基盤となる幹線道路網を整備推進し、計画的に道路の新設及び道路拡幅改良を行う路線整備事業です。											
<補正の目的・内容> 道路改良工事の年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。											
<主な事業> 1 広域幹線道路整備【繰越明許費】 220,000 [参考] 国道463号越谷浦和バイパス(鶴巻IC)の道路改良工事について、道路占有者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。 <table style="margin-left: 200px; border: none;"> <tr> <td colspan="2">事業スケジュール</td> </tr> <tr> <td>・平成30年1月</td> <td>工事発注</td> </tr> <tr> <td>・平成30年2月</td> <td>工事着手</td> </tr> <tr> <td>・平成30年9月</td> <td>工事完了</td> </tr> </table>				事業スケジュール		・平成30年1月	工事発注	・平成30年2月	工事着手	・平成30年9月	工事完了
事業スケジュール											
・平成30年1月	工事発注										
・平成30年2月	工事着手										
・平成30年9月	工事完了										

(一般会計：繰越明許費)

(単位：千円)

事業名 街路整備事業		補正額	繰越明許費の設定								
局/部/課	建設局/土木部/道路計画課		/								
款/項/目	8款 土木費/4項 都市計画費/3目 街路事業費	予算書P. 25									
<事業の目的・内容> 都市計画道路の整備を積極的に進めることにより、市内の交通渋滞の緩和や快適な市民生活と円滑な都市活動を確保し、物流の効率化や市街地の活性化等を目的とします。											
<補正の目的・内容> 街路築造工事の年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。											
<主な事業> 1 広域幹線道路整備【繰越明許費】 220,000 [参考] 産業道路(天沼工区)の街路築造工事について、道路占有者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。 <table style="margin-left: 200px; border: none;"> <tr> <td colspan="2">事業スケジュール</td> </tr> <tr> <td>・平成30年1月</td> <td>工事発注</td> </tr> <tr> <td>・平成30年2月</td> <td>工事着手</td> </tr> <tr> <td>・平成30年9月</td> <td>工事完了</td> </tr> </table> 2 市内幹線道路整備【繰越明許費】 160,000 南大通東線(天沼工区)の街路築造工事について、道路占有者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものです。				事業スケジュール		・平成30年1月	工事発注	・平成30年2月	工事着手	・平成30年9月	工事完了
事業スケジュール											
・平成30年1月	工事発注										
・平成30年2月	工事着手										
・平成30年9月	工事完了										

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 ふるさと応援寄附代行業務（平成30年度分）			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課 財政局/財政部/財政課			/				
予算書P. 26							
<補正の目的・内容> さいたま市『ふるさと応援』寄附の寄附者へ贈呈するお礼の品の拡充やPRの強化を図り、寄附受入の拡大を目指します。 寄附金の増収を図るため、年度当初からふるさと納税ポータルサイトでの受入など、受入環境を整備するため、債務負担行為を設定するものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定							[参考] 事業スケジュール ・補正予算成立後 代行業務委託の準備 ・平成30年3月 代行業務委託の契約 ・平成30年4月 ふるさと納税ポータルサイトでの受入開始
<債務負担行為>							
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
ふるさと応援寄附代行業務 (平成30年度分)	平成29年度から 平成30年度まで	4,355	0	0	0	4,355	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 六日町山の家管理業務			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課 市民局/市民生活部/市民生活安全課			/				
予算書P. 26							
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、保養施設の管理運営を行い、市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ります。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。							
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定							[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結 ・平成30年度～31年度 指定管理者による管理
<債務負担行為>							
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
六日町山の家管理業務	平成29年度から 平成31年度まで	94,560	0	0	38	94,522	

事項 <b>さいたまスポーツフェスティバル2018開催事業</b>			補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 都市戦略本部/オリンピック・パラリンピック部			/																					
予算書 P. 26																								
<p>&lt;補正の目的・内容&gt;            2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成を図り、大会を成功に導くため、市民がオリンピック・パラリンピック競技種目等を気軽に体験できるスポーツイベントを開催します。            平成30年度当初の開催に向けて、会場の確保や出展団体の調整などについて、今年度中に着手する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																								
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 債務負担行為の設定</p>																								
			<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年12月 会場の予約申請 実行委員会の開催</li> <li>・平成30年1月 開催準備開始</li> <li>・平成30年5月 開催</li> </ul>																					
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたまスポーツフェスティバル2018開催事業</td> <td>平成29年度から平成30年度まで</td> <td style="text-align: center;">24,155</td> <td style="text-align: center;">18,115</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">6,040</td> </tr> </tbody> </table>							事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	さいたまスポーツフェスティバル2018開催事業	平成29年度から平成30年度まで	24,155	18,115	0	0	6,040
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
さいたまスポーツフェスティバル2018開催事業	平成29年度から平成30年度まで	24,155	18,115	0	0	6,040																		

事項 <b>浦和駒場体育館管理業務</b>			補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課 スポーツ文化局/スポーツ部/スポーツ振興課			/																					
予算書 P. 26																								
<p>&lt;補正の目的・内容&gt;            指定管理者制度を活用しながら、利用者が安全で使いやすい魅力ある体育館になるよう、充実した管理運営を行います。            指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																								
<p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定</p>																								
			<p>[参考]</p> <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結</li> <li>・平成30年度～34年度 指定管理者による管理</li> </ul>																					
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦和駒場体育館管理業務</td> <td>平成29年度から平成34年度まで</td> <td style="text-align: center;">416,620</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">17,295</td> <td style="text-align: center;">399,325</td> </tr> </tbody> </table>							事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	浦和駒場体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	416,620	0	0	17,295	399,325
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
浦和駒場体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	416,620	0	0	17,295	399,325																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 与野体育館管理業務		補正額	債務負担行為の設定																					
局/部/課	スポーツ文化局/スポーツ部/スポーツ振興課	/																						
予算書P.	26																							
<補正の目的・内容> 指定管理者制度を活用しながら、利用者が安全で使いやすい魅力ある体育館になるよう、充実した管理運営を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。																								
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結 ・平成30年度～34年度 指定管理者による管理																						
<債務負担行為>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与野体育館管理業務</td> <td>平成29年度から平成34年度まで</td> <td>105,750</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9,895</td> <td>95,855</td> </tr> </tbody> </table>					事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	与野体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	105,750	0	0	9,895	95,855
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
与野体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	105,750	0	0	9,895	95,855																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 浦和西体育館管理業務		補正額	債務負担行為の設定																					
局/部/課	スポーツ文化局/スポーツ部/スポーツ振興課	/																						
予算書P.	26																							
<補正の目的・内容> 指定管理者制度を活用しながら、利用者が安全で使いやすい魅力ある体育館になるよう、充実した管理運営を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。																								
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結 ・平成30年度～34年度 指定管理者による管理																						
<債務負担行為>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦和西体育館管理業務</td> <td>平成29年度から平成34年度まで</td> <td>219,400</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,500</td> <td>216,900</td> </tr> </tbody> </table>					事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	浦和西体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	219,400	0	0	2,500	216,900
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
浦和西体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	219,400	0	0	2,500	216,900																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 記念総合体育館管理業務		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	スポーツ文化局/スポーツ部/スポーツ振興課	/				
予算書P.	26					
<補正の目的・内容> 指定管理者制度を活用しながら、利用者が安全で使いやすい魅力ある体育館になるよう、充実した管理運営を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結 ・平成30年度～34年度 指定管理者による管理				
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
記念総合体育館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	589,094	0	0	49,810	539,284

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 大宮武道館管理業務		補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	スポーツ文化局/スポーツ部/スポーツ振興課	/				
予算書P.	26					
<補正の目的・内容> 指定管理者制度を活用しながら、利用者が安全で使いやすい魅力ある武道館になるよう、充実した管理運営を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結 ・平成30年度～34年度 指定管理者による管理				
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
大宮武道館管理業務	平成29年度から平成34年度まで	206,800	0	0	8,465	198,335



(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 宝来グラウンド・ゴルフ場管理業務			補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課		/																					
予算書P.	26																							
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、宝来グラウンド・ゴルフ場の管理運営、施設修繕等を行い、高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、市民の健康の増進を図ります。 平成30年度の施設の開設に伴い、平成29年度中に指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。																								
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定 <div style="float: right; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;">             [参考]              事業スケジュール              ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結              ・平成30年度～32年度 指定管理者による管理           </div>																								
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宝来グラウンド・ゴルフ場管理業務</td> <td>平成29年度から平成32年度まで</td> <td style="text-align: center;">64,900</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">64,900</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	宝来グラウンド・ゴルフ場管理業務	平成29年度から平成32年度まで	64,900	0	0	0	64,900
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
宝来グラウンド・ゴルフ場管理業務	平成29年度から平成32年度まで	64,900	0	0	0	64,900																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 児童養護施設カルテット管理業務			補正額 債務負担行為の設定																					
局/部/課	子ども未来局/子ども育成部/子育て支援政策課		/																					
予算書P.	26																							
<補正の目的・内容> 家庭環境上の問題を抱える乳児を除いた1歳から18歳未満の児童を保護、養育し、家庭復帰させたり、社会的に自立させる施設である児童養護施設「カルテット」の管理運営を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。																								
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定 <div style="float: right; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;">             [参考]              事業スケジュール              ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結              ・平成30年度～34年度 指定管理者による管理           </div>																								
<債務負担行為> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設カルテット管理業務</td> <td>平成29年度から平成34年度まで</td> <td style="text-align: center;">1,069,906</td> <td style="text-align: center;">639,225</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">430,666</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	児童養護施設カルテット管理業務	平成29年度から平成34年度まで	1,069,906	639,225	0	15	430,666
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
児童養護施設カルテット管理業務	平成29年度から平成34年度まで	1,069,906	639,225	0	15	430,666																		

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 冒険はらっぱ運営業務			補正額 債務負担行為の設定			
局/部/課	子ども未来局/子ども育成部/子育て支援政策課子ども総合センター開設準備室		/			
予算書P.	27					
<補正の目的・内容> 子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設を整備します。 子ども家庭総合センターの開設準備のため冒険はらっぱ運営業務について、債務負担行為を設定するものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定						
			[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 業務委託契約締結 ・平成30年度 業務受託者による業務履行			
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
冒険はらっぱ運営業務	平成29年度から平成30年度まで	7,902	0	0	0	7,902

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 (仮称) にぎわい交流館いわつき設計業務			補正額 債務負担行為の設定			
局/部/課	経済局/商工観光部/経済政策課		/			
予算書P.	27					
<補正の目的・内容> 岩槻の情報を発信するとともに、新たなにぎわいを創出するため、(仮称)にぎわい交流館いわつきの設計を行います。 平成31年度末の開館に向けて、建物の設計業務を今年度中に開始する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定						
			[参考] 事業スケジュール ・平成30年1月 業者選定 ・平成30年2月～31年1月 基本設計・実施設計・積算・行政手続			
<債務負担行為>						
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
(仮称) にぎわい交流館いわつき設計業務	平成29年度から平成30年度まで	27,255	0	14,200	0	13,055

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 暮らしの道路整備工事（平成30年度分）			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課						
予算書P.	27						
<補正の目的・内容> 道路幅員が4メートル未満の道路においては、消防・救急などの緊急活動の妨げとなるほか、道路排水の悪い箇所があるなど様々な問題を抱えています。これらの問題に対処するため、沿道の方々からの申請に基づき、道路用地の寄附を受けて行う暮らしの道路整備事業により生活道路の整備を進めます。暮らしの道路整備工事を早期に発注することにより、安心・安全で快適な道路環境の改善を図るとともに、工事の施工時期の平準化のため、債務負担行為の設定を行うものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成30年 1月 工事発注 ・平成30年 3月 工事着手 ・平成30年12月 工事完了				
<債務負担行為>							
事項	期間	限度額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
暮らしの道路整備工事（平成30年度分）	平成29年度から平成30年度まで	61,000	0	0	0	61,000	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 新浦和橋耐震補強及び補修工事			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課						
予算書P.	27						
<補正の目的・内容> 震災時における道路ネットワークを確保するために橋りょう耐震補強工事を行うことにより、橋りょうの機能を維持し、安心して安全な道路環境の確保を図ります。また、橋りょうの老朽化による維持管理費の縮減のために策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕を実施します。新浦和橋耐震補強及び補修工事を早期に発注することにより、橋りょうの安全を確保するとともに、工事の施工時期の平準化のため、債務負担行為の設定を行うものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成30年 1月 工事発注 ・平成30年 3月 工事着手 ・平成30年12月 工事完了				
<債務負担行為>							
事項	期間	限度額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
新浦和橋耐震補強及び補修工事	平成29年度から平成30年度まで	97,000	0	87,300	0	9,700	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 橋りょう修繕工事（平成30年度分）			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課						
予算書P.	27						
<補正の目的・内容> 道路パトロールや市民からの通報および定期点検に基づき、橋りょうにおける舗装や附属物などの損傷箇所を修繕することにより、安心・安全で快適な道路環境を維持します。 橋りょう修繕工事を早期に発注することにより、橋りょうの安全を確保するとともに、工事の施工時期の平準化のため、債務負担行為の設定を行うものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成30年 1月 工事発注 ・平成30年 3月 工事着手 ・平成30年12月 工事完了				
<債務負担行為>							
事項	期間	限度額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
橋りょう修繕工事（平成30年度分）	平成29年度から平成30年度まで	14,000	0	0	0	14,000	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 交通安全施設整備工事（平成30年度分）			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課						
予算書P.	27						
<補正の目的・内容> 歩行者等の安全な通行を確保するため、幹線道路の歩道整備、主要駅周辺の電線類の地中化を実施します。また、踏切内の歩行空間整備を行う踏切改良、車両や歩行者へ注意喚起を促す路面標示を警察の速度規制と連携して行うゾーン30の推進、自転車ネットワーク整備計画に基づく自転車通行環境の整備等により、安全かつ快適な道路空間の確保を進めます。 交通安全施設整備工事を早期に発注することにより、生活道路や通学路などの安全を確保するとともに、工事の施工時期の平準化のため、債務負担行為の設定を行うものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成30年 1月 工事発注 ・平成30年 3月 工事着手 ・平成30年12月 工事完了				
<債務負担行為>							
事項	期間	限度額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
交通安全施設整備工事（平成30年度分）	平成29年度から平成30年度まで	67,000	0	0	0	67,000	

事項 自転車通行帯詳細設計業務			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課						
予算書P.	27						
<p>&lt;補正の目的・内容&gt;            歩行者等の安全な通行を確保するため、幹線道路の歩道整備、主要駅周辺の電線類の地中化を実施します。また、踏切内の歩行空間整備を行う踏切改良、車両や歩行者へ注意喚起を促す路面標示を警察の速度規制と連携して行うゾーン30の推進、自転車ネットワーク整備計画に基づく自転車通行環境の整備等により、安全かつ快適な道路空間の確保を進めます。            自転車通行帯詳細設計業務を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							
<p>&lt;主な事業&gt;            1 債務負担行為の設定</p>			<p>[参考]            事業スケジュール            ・平成30年1月 委託発注            ・平成30年3月 委託着手            ・平成30年12月 委託完了</p>				
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p>							
事項	期間	限度額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
自転車通行帯詳細設計業務	平成29年度から平成30年度まで	17,000	0	0	0	17,000	

事項 交通安全施設整備工事測量設計業務（平成30年度分）			補正額	債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課						
予算書P.	27						
<p>&lt;補正の目的・内容&gt;            歩行者等の安全な通行を確保するため、幹線道路の歩道整備、主要駅周辺の電線類の地中化を実施します。また、踏切内の歩行空間整備を行う踏切改良、車両や歩行者へ注意喚起を促す路面標示を警察の速度規制と連携して行うゾーン30の推進、自転車ネットワーク整備計画に基づく自転車通行環境の整備等により、安全かつ快適な道路空間の確保を進めます。            交通安全施設整備工事測量設計業務を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							
<p>&lt;主な事業&gt;            1 債務負担行為の設定</p>			<p>[参考]            事業スケジュール            ・平成30年1月 委託発注            ・平成30年3月 委託着手            ・平成30年9月 委託完了</p>				
<p>&lt;債務負担行為&gt;</p>							
事項	期間	限度額	財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
交通安全施設整備工事測量設計業務（平成30年度分）	平成29年度から平成30年度まで	12,000	0	0	0	12,000	

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 河川改修工事（平成30年度分）			補正額 債務負担行為の設定			
局/部/課	建設局/土木部/河川課		/			
予算書P.	27					
<補正の目的・内容> 浸水被害を軽減し、流域の市民の安全を守るため、川幅を拡幅し、川底を掘り下げること等により、改修工事を進め、1時間当たり30～50mmの雨量に対応する整備を行います。 河川改修工事を早期に発注することにより、近年多発する局所的豪雨や台風などによる浸水被害の軽減・治水安全度の向上を図るとともに、工事の施工時期の平準化のため、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成30年 1月 工事発注 ・平成30年 3月 工事着手 ・平成30年12月 工事完了			
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
河川改修工事（平成30年度分）	平成29年度から平成30年度まで	145,000	0	130,500	0	14,500

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 宇宙劇場管理業務			補正額 債務負担行為の設定			
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/青少年宇宙科学館		/			
予算書P.	27					
<補正の目的・内容> 市民の科学知識の普及と文化活動の推進を図り、地域文化の向上に寄与するため、プラネタリウム投影及び大型映像の上映、会議室・研修室・ホールの貸出し等の事業を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						
<主な事業> 1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定			[参考] 事業スケジュール ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結 ・平成30～34年度 指定管理者による管理			
<債務負担行為>						
事項	期間	限度額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
宇宙劇場管理業務	平成29年度から平成34年度まで	535,074	0	0	0	535,074

事項 道路修繕工事（平成30年度分）				補正額	債務負担行為の変更		
局/部/課 建設局/土木部/道路環境課							
予算書P. 27							
<補正の目的・内容> 道路パトロールや市民からの通報に基づき、舗装や道路附属物などの損傷箇所を修繕することにより、安心・安全で快適な道路環境を維持します。 道路修繕工事を早期に発注することにより、道路の安全を確保するとともに、工事の施工時期の平準化のため、債務負担行為の変更を行うものです。							
<主な事業> 1 債務負担行為の変更				[参考] 事業スケジュール ・平成30年1月 工事発注 ・平成30年3月 工事着手 ・平成30年9月 工事完了			
<債務負担行為>							
事 項		期 間	限 度 額	財 源 内 訳			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
道路修繕工事（平成30年度分）	補正前	平成29年度から平成30年度まで	40,000	0	0	0	40,000
	補正後	平成29年度から平成30年度まで	364,000	0	30,600	0	333,400

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 国民健康保険事業特別会計		補正額	290,093
局/部/課	保健福祉局/福祉部/国民健康保険課	〔財源内訳〕	
予算書P.	63	2款 国庫支出金	72,523
<事業の目的・内容> 国民健康保険の加入者が病気やけがをした場合の給付(自己負担を除く費用の支払)や、加入者が出産又は死亡した場合の一時金の支給を行います。また、特定健診など、加入者の健康の保持増進に役立つ事業を行います。		5款 県支出金	72,523
		6款 共同事業交付金	145,047
		補正前予算額	134,715,452
<補正の目的・内容> 高額医療費共同事業拠出金が当初の見込みを上回るため、不足額について補正を行うものです。			
<主な事業> 1 高額医療費共同事業拠出金 290,093 1件当たり80万円を超える高額な医療費の発生により、県内市町村国民健康保険の保険者の財政運営が不安定になることを緩和する目的で、市町村が事業費を拠出し合、県内における費用負担を調整します。		[参考] 事業スケジュール ・平成29年度中 高額医療費共同事業拠出金の支払	

(特別会計)

(単位：千円)

会計名 介護保険事業特別会計		補正額	40,267
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/介護保険課	〔財源内訳〕	
予算書P.	77	2款 国庫支出金	14,500
<事業の目的・内容> 介護保険料の賦課・徴収、要介護認定、介護保険サービス利用に対する保険給付等の事務を行い、制度の円滑な運営を図ります。また、地域支援事業として、要介護認定者となることを予防する介護予防事業や地域包括支援センターの設置・運営及び要介護者又は家族介護者を支援する事業を行います。		6款 繰入金	25,767
		補正前予算額	83,983,474
		<補正の目的・内容> 平成30年4月の介護保険制度改正に伴い、さいたま市介護保険システム及び介護保険指定事業者管理システムの改修を実施するため、補正を行うものです。	
<主な事業> 1 介護保険システム改修業務 38,517 さいたま市介護保険システムに平成30年4月制度改正対応パッケージを適用し、必要な改修を行います。		[参考] 事業スケジュール ・補正予算成立後 システム改修開始 ・平成29年度末 事業完了	
2 介護保険指定事業者管理システム改修 1,750 介護保険指定事業者管理システムを改修し、平成30年4月制度改正に対応します。			



(特別会計)

(単位：千円)

会計名 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計		補正額	6,500
局/部/課	総務局/人事部/職員課	[財源内訳]	
予算書P. 91		2款 繰入金	6,500
<b>&lt;事業の目的・内容&gt;</b> 職員に対して、給料等を適切に支給します。			
<b>&lt;補正の目的・内容&gt;</b> 平成29年度の給与改定及び職員構成の変動等に伴う不足額が生じるため、補正を行うものです。			
		補正前予算額	357,000
<b>&lt;主な事業&gt;</b> 1 食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計における 職員人件費 6,500			

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 病院事業会計		補正額	1,344,789
局/部/課	①保健福祉局/市立病院経営部/庶務課	〔財源内訳〕	
局/部/課	②保健福祉局/市立病院経営部/財務課	1款 病院事業収益	
局/部/課	③保健福祉局/市立病院経営部/医事課	1 医業収益	1,011,814
予算書	病院事業会計補正予算書	2 医業外収益	332,975
<事業の目的・内容> さいたま市唯一の市立病院として、また、地域の基幹病院として、市民が必要とする医療機能と役割を持った信頼される病院を目指します。			
<補正の目的・内容> 給与改定に伴う給与費の不足額や職員構成の変動等に伴う給与費、経費、院内託児費の不足額及び入院・外来収益の増収が見込まれることに伴う材料費、雑損失の不足額等について、補正を行うものです。		補正前予算額	22,734,245
<主な事業> [1款：病院事業費用]			
1 医業費用	1,283,638	2 医業外費用	61,151
(1) 給与費	711,754	(1) 院内託児費	16,600
給与改定及び職員構成の変動等に伴う職員人件費の不足額について、補正を行います。		院内託児に係る委託料の不足額について、補正を行います。	
(2) 材料費	555,737	(2) 雑損失	44,551
薬品及び診療材料の不足額の補正を行います。		貯蔵品に係る消費税額の不足額について、補正を行います。	
(3) 経費	16,147	[参考]	
消耗備品及び医療機器の修繕の不足額について、補正を行います。		事業スケジュール	
		・平成30年1月～3月	各経費の支払

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 下水道事業会計		補正額	債務負担行為の設定
局/部/課	①建設局/下水道部/下水道維持管理課		
局/部/課	②建設局/下水道部/下水道計画課		
予算書	下水道事業会計補正予算書		
<補正の目的・内容> 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全と浸水の防除に資するため、施設の整備及び維持管理を実施します。 事業実施が一定の時期に集中していることから、早期に事業を発注することにより実施時期の平準化を図る必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。			
<主な事業> 1 債務負担行為の設定		[参考] 事業スケジュール ・平成30年1月 工事発注 ・平成30年3月 工事着手 ・平成30年11月 工事完了	
<債務負担行為>			
事項	期間	限度額	財源内訳
			国庫補助金 企業債 損益勘定留保資金等
岩槻第4処理分区下水道管撤去工事	平成29年度から平成30年度まで	28,000	0 0 28,000
下水道施設老朽化対策・浸水対策実施設計業務	平成29年度から平成30年度まで	47,000	0 47,000 0
荒川第2処理分区外7件下水道整備工事	平成29年度から平成30年度まで	394,800	0 394,800 0
下水道取付管新設工事（平成30年度分）	平成29年度から平成30年度まで	178,200	0 178,200 0



この冊子は470部作成し、1部当たりの印刷経費は、110円（概算）です。